

社報タイトル「一心」は社内で掲げる2025年の標語です。

No. 227

● 経営コンサルティング ● 相談 ● 会計 ● 税理士

小林合同会計

代表社員 税理士 小 林 政 氏 代表社員 税理士 小 林 政 仁
税理士 須 賀 保 雄

税理士法人 小林合同会計
〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602
URL: <https://www.kg-tax.jp>

6 月の税務

● 6月10日

1. 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（前年12月～当年5月分）の納付

● 6月16日

2. 所得税の予定納税額の通知

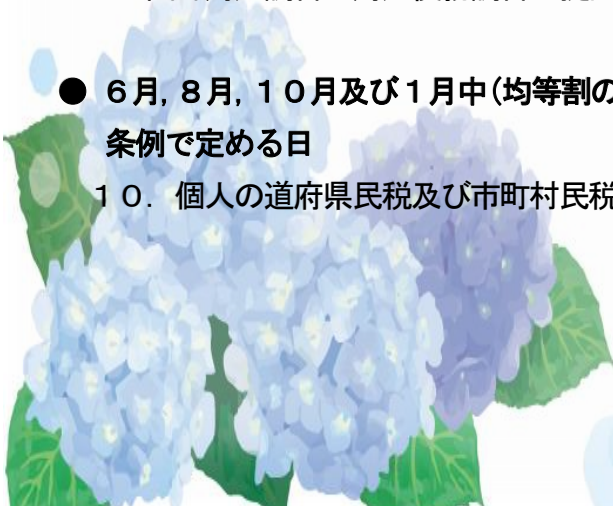
● 6月30日

3. 4月決算法人の確定申告〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
4. 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税及び地方消費税〉
5. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税及び地方消費税〉
6. 10月決算法人の中間申告〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
7. 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税及び地方消費税〉
8. 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（2月決算法人は2か月分）〈消費税及び地方消費税〉
9. 国外財産調書・財産債務調書の提出

● 6月、8月、10月及び1月中（均等割のみを課する場合にあっては6月中）において市町村の条例で定める日

10. 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）

※デスクマット等に挟んでご利用ください。



資本金と優遇税制について

T. A

資本金の額によって、税制上様々な優遇措置を受けることができます。
資本金の額による主な優遇措置は次のとおりです。

資本金 1,000 万円以下	・ 法人住民税の均等割額が最小限に抑えられます。
資本金 3,000 万円以下	・ 特定の機械等を購入した際に特別控除の適用を受けられます。
資本金 1 億円以下	・ 年間所得 800 万円までの法人税率が軽減されます。 ・ 年間 800 万円までの交際費が全額損金として算入できます。 ・ 取得価額 30 万円未満の固定資産は、全額を損金として計上できます。 ・ 貸倒引当金の損金算入が認められます。 ・ 過去の赤字(欠損金)を、翌期以降の黒字(所得)から控除できます。 ・ 赤字が出た場合、前期の黒字と相殺し、前期収めた法人税の還付を受けられます。

詳細は、担当者にお問い合わせください。

新たな未来へ！ 4 名の新入社員が入社しました。

令和 7 年 4 月 1 日、入社식을執り行いました。

本年度入社したのは、Y.K 、 R.H 、 F.H 、 K.Y の 4 名です。

新入社員の若い力と新しい視点が、当社のさらなる発展に繋がることを確信しております。社員一同、皆様と共に成長していけることを楽しみにしております。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

